

助成金

佐賀労働局登録教習機関（第4 - 8号）  
 （登録満了日 令和11年3月30日）  
 建設業労働災害防止協会佐賀県支部

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習

1 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の選任を必要とする作業

建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業（高さが5m以上であれば、プレハブ建築物などの軽量鉄骨の組立て等の作業も該当します。）。

2 受講資格

建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業（以下「建築物等の鉄骨の組立て等の作業」という。）に関する作業に満18歳から3年以上従事した経験を有する者。

なお、大学、高等専門学校、高等学校において、土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者（卒業証書又は卒業証明書の写しを添付のこと。）は、当該作業に2年以上従事した経験で受講できます。

3 科目及び時間（途中休憩を含む）

講習日	科 目	時 間	時 間 割 (昼休み休憩時間)
1日目	(専門知識) 作業の方法に関する知識	5	8:50~14:50 (12:00~12:45)
	(関連知識1) 工事用設備、機械、器具に関する知識	1.5	14:55~16:25
2日目	(関連知識2) 作業環境等に関する知識	1.5	8:50~10:20
	(教 育) 作業員に対する教育等に関する知識	1.5	10:30~12:00 (12:00~12:45)
	(法 令) 関 係 法 令	1.5	12:45~14:15
	修 了 試 験	1	14:20~15:20

4 一部免除者の科目及び時間

一 部 免 除 者		免除される科目	受講すべき科目
(1)	1 鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者	(関連知識2) (教 育)	1日目 (専門知識) 8:50~14:50 (関連知識1) 14:55~16:25
	2 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者		2日目 (法 令) 12:45~14:15

5 受講料（テキスト代1,914円（消費税込み）を含む。）

受講区分	会 員	非 会 員
全科目受講者	注①12,034円	注③12,034円
一部免除(1)の該当者	注②10,044円	注③11,044円

注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた11,034円の受講料となります。

注② 会員で一部免除(1)の該当者は助成金がありませんのでテキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた10,044円の受講料となります。

注③ 非会員のテキスト代補助はありません。

注④ 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

6 修了証の交付

所定の教育を全て受講した合格者に対し、修了証を交付します。

7 助成金

助成金に関しては、人材開発支援助成金の申請について申請する事業所は必要書類を作成してお渡し致します。

8 受講当日の携行品

受講票・筆記用具（HB又はB鉛筆・消しゴム）・マスク

9 実施日・会場

実施日 令和6年10月7～8日

会 場 （一社）建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南2-13-5 TEL 0952 - 26 - 1563